

## 五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金交付要綱

令和7年2月3日

告示第 8 号

### (目的)

第1条 この要綱は、原油価格や物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所に対し、予算の範囲内において、介護サービス事業所物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付することにより、介護サービスの質の確保及び業務継続を支援することとし、その交付にあたり、五泉市補助金交付規則(平成18年規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象)

第2条 支援金の交付を受けることができる者(以下「申請者」という。)は、令和7年1月1日(以下「基準日」という。)において、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定される、別表に掲げる五泉市内に所在する介護サービス事業所等(以下「介護サービス事業所」という。)を運営する法人等とする。ただし、下記の介護サービス事業所は交付対象から除く。

- (1) 基準日において、事業の開始又は再開から3月以上経過していない介護サービス事業所
- (2) 基準日において、休止(一時的な場合を除く。)又は廃止している介護サービス事業所
- (3) 国、独立行政法人、地方公共団体(一部事務組合を含む。)が運営する介護サービス事業所
- (4) 市が委託又は指定管理者が管理運営する介護サービス事業所
- (5) 市の指定管理施設内に所在する介護サービス事業所

2 前項の規定にかかわらず、申請者が暴力団(五泉市暴力団排除条例(平成24年五泉市条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)と関係を有する者である場合には、支援金を交付しない。

### (支援金の額及び交付回数)

第3条 支援金の額及び算定方法は、別表のとおりとする。

2 法人等において、複数の介護サービス事業所を運営している場合は、支援金を合算して交付することとし、同一施設内に異なる介護サービス事業所を併設する場合は、支給上限額を80万円とする。

3 支援金の交付は、一の法人等につき1回限りとする。

(交付申請)

- 第4条 支援金の交付を受けようとする者は、五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する交付申請は、令和7年5月30日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、指定する期日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(交付決定及び交付額確定通知)

- 第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により支援金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金交付(不交付)決定通知書兼支援金確定通知書(様式第2号)により通知する。

(交付決定の取消し)

- 第6条 市長は、交付決定を受けた者が法令又は本要綱に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第3号)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

- 第7条 前条の第2項による交付決定を受けた者は、当該取消しにかかる部分について、既に支援金の交付を受けているときは、五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金返還通知(様式第4号)に基づき、市長が定める期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別 表(第2条、第3条関係)

区分	交付対象サービス	支援金の額
訪問系	居宅介護支援 訪問介護 訪問看護 福祉用具貸与・販売	1事業所当たり 60,000円
通所系	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	1事業所当たり 200,000円
多機能系	小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり 200,000円
入所系1 (定員50人 未満)	短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1事業所当たり 300,000円
入所系2 (定員50人 以上)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設	1事業所当たり 500,000円

※別表に掲げるサービスには、各介護予防サービスの指定を受けたものを含むものとする。

※同一施設内に複数の事業所を併設する場合は、その施設ごとの支援金の上限額を80万円とする。

※共用型認知症対応型通所介護は、当該支援金額の2分の1とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

五泉市長 様

申請者 住 所  
法人名  
代表者 職・氏名 印

五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

支援金の交付を受けたいので、五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 対象事業所内訳書(別紙1)
- (2) 誓約書(別紙2)

3 振込口座

口座 振替 依頼 欄	銀行 金庫 組合 農協			本店 支店 出張所			種 目		口座番号					
	金融機関コード			店舗コード			1. 普通預金							
							2. 当座預金							
	フリガナ													
	口座名義人													

※申請者である法人の口座としてください。

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

五泉市長 田邊正幸

五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書  
兼支援金確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった支援金について、五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 支援金の名称 五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金

2 交付決定額（不交付の理由）及び確定額

円

（不交付の理由）

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

五泉市長 田 邊 正 幸

五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した五泉市介護サービス事業所物  
価高騰対策支援金については、下記とおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 支援金の名称 五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定取消額 円
- 4 取消しの理由

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

五泉市長 田 邊 正 幸

五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金の返還について(通知)

令和 年 月 日付 第 号の で交付決定の取り消しをした（金額の確定をした）支援金については、五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期限
- 3 返還理由

別紙 1

対象事業所内訳書

No.	事業所番号	施設名称	事業所名称	種別	サービス名称	支援金額(円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
※同一施設内に複数の事業所を併設する場合は、施設ごとに内訳を作成し支援金額を集計してください。 ※法人内に上記施設が複数ある場合には、内訳書ごとに集計した支援金額を合算し、申請書に転記してください。					合計金額	
					支援金額 (合計金額>80万円の場合は80万円)	

別紙2

年 月 日

五泉市長 様

住 所

法人名

代表者職・氏名

印

### 誓 約 書

五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

1. 支援金交付申請書及び添付書類について偽りがないこと。
2. 申請内容確認のため報告を求められた場合は速やかに応じること。
3. 申請内容に虚偽が認められて場合、支援金の取り消し又は返還に応じること。
4. 市税に滞納がないこと。
5. 五泉市暴力団排除条例(平成 24 年五泉市条例第 32 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。また、暴力団等と密接な関係を有していない法人であること。